

参考

〇〇街頭防犯カメラ設置及び運用に関する基準（作成例）

〇〇自治会

1 目的

（例）〇〇地区の安全で安心なまちづくりを目指すため、犯罪の発生抑止、体感治安の向上、犯罪や事件等の早期解決に資する街頭防犯カメラの管理運営及び撮影した画像の適切な取扱いについて、運用基準を定めるものとする。

2 設置場所・撮影範囲

（例）所沢市〇〇番地、〇〇通りに〇〇台

（例）撮影範囲は〇〇通りに限る

（例）設置場所を記した地図の添付でもよい

3 防犯カメラの運用責任者等の指定

(1) 設置者 （例）会の代表者又は組織名でも良い

(2) 運用責任者 （例）運用にあたり指示監督する者

（市施設の場合、施設の長又は設置する所管課長）

(3) 操作担当者 （例）操作、画像の取扱い及び管理をする者

4 画像の取扱いに関する制限

(1) 画像取扱者 （例）基準3に基づく

(2) 秘密の保持 （例）画像及び画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、また、当該情報を目的外で使用しない。

5 画像の安全管理措置

(1) 画像の保存 （例）画像は記録時の状態のまま保存し加工等をしていない。

(2) 画像の保存期間 （例）2週間とする。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的として要請を受けた場合において、設置者が必要と認めるときは、その期間を延長することができるものとする。

(3) 画像の廃棄方法 （例）保存期間の終了した画像は確実に消去する。記録媒体を廃棄する場合、初期化や破碎等で確実に消去する。

- (4) 記録媒体の保管 (例) 画像を保存した記録媒体 (ハードディスクやSDカード等) 及び画像を確認するための端末 (パソコン等) は、施錠したロッカーで保管する。
- (5) 情報セキュリティ (例) 画像の閲覧については、第三者が容易に推測できないパスワードを設定し、適切に管理する。

6 画像の利用及び提供

(例) 法令に基づく場合を除き、設置目的以外の目的のために画像を利用し、提供し、又は閲覧させないものとする。ただし、法令に基づき画像を提供し、又は閲覧させる場合は、書面の提出を求め、次の項目を台帳に記録するものとする。

- (1) 申出日
 - (2) 要請があった画像の日時及び場所
 - (3) 画像を必要とする目的及び理由
 - (4) 画像を取り扱う所属、役職、担当者名
- 画像の提供又は閲覧させる場合の条件

- (1) 警察の捜査関係事項照会に対応する場合
- (2) 裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合

7 その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(例) 設置場所又はその付近において、防犯カメラを設置していることがわかる表示を掲示する。

8 苦情等の処理に関すること

(例) 苦情に対しては、誠実かつ迅速に、誠意をもって対応する。

附則

本運用基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※必要があったら都度改正すること